



令和 8 年 6 月 1 9 日
九州地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、株式会社FUKUSHO（福岡県北九州市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 なかむら 中村 隆人（内線 6 1 4 1）
建設産業課長補佐 しらはま 白濱 幸徳（内線 6 1 3 0）
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）
FAX 番号：092-476-3511

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社 FUKUSHO	国土交通大臣許可 (特-7) 第 29551 号	福岡 太一	福岡県北九州市

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

1 停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県における建築工事業に係る営業のうち、民間工事に係るもの

2 期間

令和8年7月4日から令和8年7月18日までの15日間

3. 処分理由

(株) FUKUSHO は、東京都内で請け負った建築一式工事において、建築に係る資格を有しない者を主任技術者として配置した。

このことは、建設業法第26条第1項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。